

【養生仕様書】

養生仕様

1. エントランス・ホール・廊下（通路）

①床：養生シート+青ベニヤ

- ・原則横敷（W1800）とする。
- ・狭隘部については縦敷（W900）で可とする。

②壁：プラベニ、巻きダンボール、ウォールキーパー

- ・什器等納品が行われることを前提の上、施工を行うこと。

③ガラス部分；プラベニ、マスキングテープ、養生テープ

- ・併せて「注意喚起」の表記を行うこと。

2. EV

①壁・天井：全面青ベニヤ養生

②床：青ベニヤ

③乗り入れ口：三方枠部分を養生

④乗り口：敷き鉄板によるブリッジ

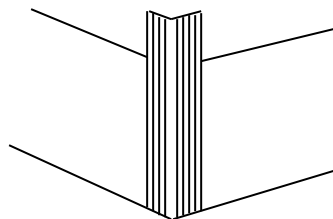
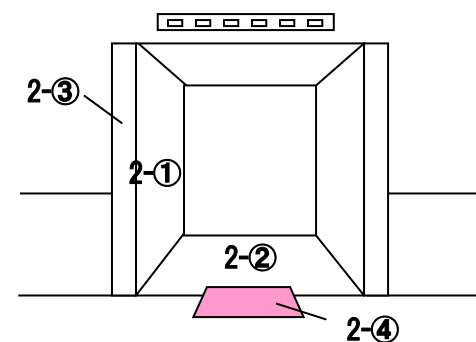
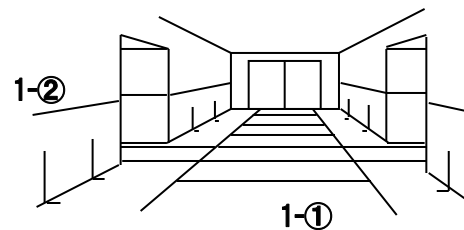
※明るさを確保した上で、照明を汚損しないように養生すること

※EV のスイッチ部分は操作が出来るように穴を開けて養生を行うこと。

※鏡部分は、「注意喚起」の表記を行うこと。

3. 壁・ドア・EV等のコーナー部分の養生

プラベニ、ジャバラ資材、角用クッション材角当て材を施すこと。



4. 注意・危険喚起

ガラス部や段差など、注意喚起を促す箇所に下記資材等の準備を行い、対応すること。

5. 留意事項

①養生作業日までに壁・床・エレベーター等の養生範囲において、傷・汚れ等が無い確認作業を実施すること。

万一、不具合箇所等があった場合には写真等で記録に残し、発注者に報告を行った上で養生作業に着手すること。

②内装クロス貼り、また塗装箇所に直接粘着性の強い養生テープを使用しないこと。

③資材置き場に関しては、あらかじめ発注者と相談の上確認しておくこと。

④一時的な資材仮置きに関しても、物品の内容を確認し適応する資材で養生すること。直接、仕上げ部分に仮置きしないこと。

⑤床材が特殊な場合、または、重量物を運搬する場合は、基本養生の上からベニヤ合板等で重ねて養生を行うこと。

⑥養生期間中、剥がれやずれなどが発生していないか、定期的に養生範囲を確認し、必要に応じて補修を行うこと。

⑦期間終了し、養生撤去作業後は、養生箇所について簡易清掃を行うこと。

6. 養生期間

令和6年5月下旬頃～令和6年7月末（業務完了まで）

*納品等の作業状況において変更の可能性あり。相談の上、日程調整を行っていくこととする。

7. 養生範囲

養生計画図のとおり